

# 短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護重要事項説明書

令和7年11月1日 現在

1. 管理者 いきいきタウン蕨 施設長 長谷川 英世

2. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-290-8132

担当 いきいきタウン蕨 短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護

生活相談員 保坂 祐貴 山岸 佑奈

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

\*不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

3. いきいきタウン蕨短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護

(1) 提供できるサービスの種類 短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	いきいきタウン蕨
所在地	埼玉県蕨市南町2丁目32番20号
電話番号	048-290-8132
介護保険指定番号	短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護 (埼玉県1171400953号)
サービスを提供する対象地域	戸田市・蕨市・さいたま市(一部)・川口市(一部)

(3) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長	1	0	サービス管理全般
医師	医師	0	1	診療、健康管理等
生活相談員	介護福祉士	1	0	生活上の相談等
栄養士	管理栄養士	1	0	栄養管理等
機能訓練指導員	正・准看護師	1	0	リハビリ 機能回復訓練等
介護支援専門員	介護支援専門員	1	0	ケアプランの 立案・管理等
事務職員		1	1	一般事務等
看護職員	正・准看護師	3	0	健康管理業務等
介護職員	介護福祉士	22	1.9	日常介護業務等
	初任者研修・他	17	0	
厨房(調理)	調理師・他	4	0	

※職員数は併設している介護老人福祉事業と合わせた数です。

(4) 施設の設備の概要

当施設は全室個室、キッチン、リビングで構成されたユニット（小規模生活単位）にそれぞれ10人ずつで生活します。居室にはトイレ・洗面台が備えつけられ、自宅と同じように生活できる環境をつくり出しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	10室	全室洗面所・トイレ設置 10室で1ユニット（小規模生活単位）
食堂	1室	各ユニットにあります
浴室	3室	一般浴槽・特殊浴槽(共有)・椅子昇降式浴槽(共有)

#### (5) 防災設備の概要

自動火災警報設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備、避難すべり台、消火器。年2回避難訓練を行っております。災害時は職員の指示に従ってください。

## 4. サービス内容

- ① 送迎サービス 自宅の玄関まで送迎いたします。
- ② 介護 ケアプランに沿って下記の介護を行ないます。  
着替え・排泄・食事・入浴等の介助、おむつ交換、体位変換シート交換、施設内の移動の付添い等
- ③ 食事時間等 朝食 8時00分～  
昼食 12時00分～  
夕食 18時00分～  
以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則としてユニット内の食堂にて召し上がっていただきます。
- ④ 入浴 週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。
- ⑤ 生活相談 生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑥ 特別食 当施設では、通常のメニューのほか医療上必要な場合のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。
- ⑦ 居室 全室個室です。
- ⑧ 安全管理 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑨ 緊急時の対応 体調の変化等、緊急の場合。
- ⑩ その他のサービス 理容・美容。

## 5. 利用料金

◇A介護保険1割負担分（短期入所生活介護） めやす（単位：円、1日あたり）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分	728円	798円	876円	949円	1,020円
サービス提供体制加算Ⅲ	7円				
小計（1日分）	735円	805円	883円	956円	1,027円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数にサービス別加算率（13.6%）を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき191円ご負担いただきます。往復は382円になります。

## ◇A 介護保険 2 割負担分

めやす (単位:円、1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分	1,456円	1,596円	1,751円	1,897円	2,040円
サービス提供体制助算Ⅲ	13円				
小計(1日分)	1,469円	1,609円	1,764円	1,910円	2,053円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数にサービス別助算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき381円ご負担いただきます。往復は762円になります。

## ◇A 介護保険 3 割負担分

めやす (単位:円、1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分	2,183円	2,393円	2,626円	2,845円	3,060円
サービス提供体制助算Ⅲ	19円				
小計(1日分)	2,202円	2,412円	2,645円	2,864円	3,079円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数にサービス別助算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき571円ご負担いただきます。往復は1,142円になります。

## ◇B 介護保険 1 割負担分 (予防短期入所生活介護)

めやす (単位:円、1日あたり)

介護度	要支援1	要支援2
自己負担分	547円	679円
サービス提供体制助算Ⅲ	7円	
小計(1日分)	554円	686円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数にサービス別助算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき191円ご負担いただきます。往復は382円になります。

## ◇B 介護保険 2 割負担分

めやす (単位:円、1日あたり)

介護度	要支援1	要支援2
自己負担分	1,094円	1,356円
サービス提供体制助算Ⅲ	13円	
小計(1日分)	1,107円	1,369円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数にサービス別助算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき191円ご負担いただきます。往復は382円になります。

## ◇B 介護保険 3 割負担分

めやす (単位:円)

介護度	要支援1	要支援2
自己負担分	1,640円	2,034円
サービス提供体制助算Ⅲ	19円	
小計(1日分)	1,659円	2,053円

\*介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数にサービス別助算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。

\*送迎をした場合、片道につき195円ご負担いただきます。往復は390円になります。

## ◇C 食費と居住費

めやす (単位：円、1日あたり)

		第1段階	第2段階	第3段階	第3段階2	第4段階 (通常)
食費	朝食	300円まで	600円まで	1,000円まで	1,300円	1,650円
	昼食					
	夕食					
居住費		880円	880円	1,370円	1,370円	2,100円
小計 (1日分)		1,180円	1,480円	2,370円	2,670円	3,750円

## ◇D その他

\*その他クラブ活動費・理美容代・日用品のご希望等は実費ご負担いただきます。

## 6. 体制の整う事によって発生する加算

### ① サービス提供体制加算Ⅲ

介護福祉士が50%以上配置されていること、または常勤職員が75%以上配置されていること、または3年以上の勤続年数者が30%以上配置されていることのいずれかに該当することで、1日につき加算されます。

### ② 看護体制加算Ⅰ

常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。

### ③ 緊急短期入所受入加算 (1割負担94円/日 2割負担187円/日 3割負担280円/日)

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受ける者が必要と認めた者であること。居宅サービス計画において、該当日に利用することが計画されていないこと。利用を開始した日から起算して、原則7日(利用者の後生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算されます。

### ④ 介護職員処遇改善加算Ⅱ

所定単位数にサービス別加算率(13.6%)を乗じた単位数で算定します。また所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外します。

(2) 理容・美容料金は実費負担。

(3) 個人的な希望により提供する補食・嗜好品は実費負担。

(4) 個人的な希望により提供する教養娯楽・クラブなどの材料費は実費負担。

## 7. 利用の中止

健康チェックの結果、体調が悪かった場合、入院した場合及び契約が自動終了となる場合はご利用を中止させていただきます。

## 8. 支払方法

利用料金を毎月15日までに前月分の請求を致します。支払い方法は、郵便局の指定口座(翌月25日)又は、金融機関の指定口座(翌月27日)から引落とさせて頂きます。手続き処理に日数を要するため、初回の利用料金につきましては、郵便局での振込みまたは、現金での支払いとなります。

## 9. サービスの利用方法

## (1) サービスの利用申込み

ご利用期間が決定したら、居宅サービス計画の作成を依頼されている介護支援専門員を通してご連絡ください。初回利用時に契約を締結します。なお、入居時には毎回家族の方に立ち会っていただきます。

## (2) サービス利用契約の終了

### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②自動終了

以下の場合には速やかにご連絡ください。契約は自動的に終了し予約は無効となります。

- 利用者が介護保険施設に入居した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 利用者がお亡くなりになった場合

### ③その他

- 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者のご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者がサービス利用料金の支払いを滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合や、利用者またはその家族が事業者またはサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 10. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者・家族・関係者等において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断でSNSなどに掲載すること

## 11. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

政令で定める基準に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した短期入居生活介護の運営を図るものとする。

### (2) サービス利用のために

- 面会時間 午前10時～午後16時。※職員に必ずお声をおかけください。
- 喫煙 喫煙場所にてお願いしております。
- 持ち込み 金銭、貴重品等は紛失の恐れがありますので、禁止しております。
- 服装 利用期間中は、汚頻度の多い方は、多めに持参してください。
- 服薬 一包化したものをお持ちください。
- 所持品について 必ず記名していただきます。

### (3) 非常災害対策

- ・防災時の対応 職員の指示に従ってください。
- ・防災設備 自動火災検知設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備、避難すべり台、消火器
- ・防災訓練 年2回実施しております。
- ・防火管理権原者 社会福祉法人ぱる 理事長
- ・自衛消防隊長 社会福祉法人ぱる いきいきタウン施設長

## 12. 緊急連絡先

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

利用者氏名			
第一緊急連絡先	氏名		続柄
	住所		
	電話番号		
	備考		
第二緊急連絡先	氏名		続柄
	住所		
	電話番号		
	備考		
支援事業所 居宅介護	事業所		
	担当者		
	電話番号		

引越しなど、連絡先に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

## 13. 業務継続計画の策定について

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

## 14. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について

- (1) 介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

- (2) 当施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかに対応を行いません。
- (3) 感染症若しくは食中毒の入居者又はそれらの疑いのある方の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関と連携を図るとともに管轄の市町村又は保健所に報告し指示を求めることその他の措置を講じます。

### 15. 虐待防止について

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者は虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します  
 (虐待防止に関する責任者) 相談員 保坂 祐貴

### 16. サービスに関する苦情・相談窓口

電話 048-290-8132

- (1) 苦情解決責任者 施設長 長谷川 英世
- (2) 苦情受付担当者 保坂 祐貴 山岸 佑奈
- (3) 蕨市役所 健康長寿課 048(433)7756
- (4) 埼玉県国民健康保険連団体連合会 介護保険課 048-824-2537
- (5) 第三者委員 戸部 一男 048-432-8308  
 加藤 百合子 048-442-2465

令和 年 月 日

短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明いたしました。

事業者  
 所在地 埼玉県蕨市南町2丁目32番20号  
 名称 社会福祉法人ばる  
 代表者氏名 施設長 長谷川 英世 印

説明者 所属 いきいきタウン蕨  
 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入居生活介護及び介護予防短期入居生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印